



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 9 月 18 日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「上海における社会保険納付比率の引き下げについて」

上海市政府が、「当市都市部従業員社会保険金納付比率の調整に関する通知」(滬府発「2013」62 号)を公布しました。2013 年の 10 月 1 日から、上海市社会保険料率は現在より合計 2.5%引き下げられます。(うち、企業負担は従来の 37%から 35%に引き下げ、個人負担は従来の 11%から 10.5%に引き下げ)詳細の内容について、下記をご覧ください。

2013 年度納付基数:個人の月給額(下限は 2,815 元、上限は 14,076 元)※

項目		変更前	変更後
養老保険	企業負担	22%	21%(▲1%)
	個人負担	8%	8%(変更なし)
医療保険	企業負担	12%	11%(▲1%)
	個人負担	2%	2%(変更なし)
失業保険	企業負担	1.7%	1.5%(▲0.2%)
	個人負担	1%	0.5(▲0.5%)
出産保険	企業負担	0.8%	1%(+0.2%)
	個人負担	—	—
労災保険	企業負担	0.5%	0.5%(変更なし)
	個人負担	—	—
合計	企業負担	37%	35%(▲2%)
	個人負担	11%	10.5(▲0.5%)
	合算負担	48%	45.5%(▲2.5%)

※納付基数の下限、上限額は前年度上海平均賃金の 60%と 300%とする。

2012 年度上海平均賃金は 4,692 元。

照会先:国際事業部 (東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載